

○草津市DX推進本部会議設置要綱（案）

平成15年7月1日

告示第119号

（設置）

第1条 草津市の情報化の具体的な推進を図るため、また、本市におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の円滑な推進に必要な事項の協議および調整を行うため、草津市DX推進本部会議（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政のDX推進ならびに情報化推進に関すること。
- (2) 市域の情報化推進に関すること。
- (3) DX推進に係る施策の総合調整に関すること。

（構成および職務）

第3条 本部は、本部長、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）および本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 CIOは、所管の副市長をもって充てる。
- 4 CIO補佐官は、CIOを補佐し、総合政策部理事（経営・DX戦略担当）をもって充てる。
また、CIOに事故あるとき、または欠けたときは、CIO補佐官がCIOの職務を行う。
- 5 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および総合政策部理事（経営・DX戦略担当）を除く。）をもって充てる。
- 6 CIOおよびCIO補佐官とともに事故があるとき、または欠けたときは、委員の中からあらかじめ指名された委員が職務を代理する。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

（会議）

第4条 本部は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を本部に出席させ説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で構成する。
- 3 幹事長は、幹事会を統括し、総合政策部理事（経営・DX戦略担当）をもって充てる。
- 4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が指名する。また、幹事長に事故があるとき、または欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を行う。
- 5 幹事は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第11条に規定する総括副部長会議の構成員（副幹事長に指名されたものを除く。）をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 7 必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を幹事会に出席させ説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 本部の庶務は、総合政策部経営戦略課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則（平成16年6月14日告示第126号）

この要綱は、平成16年6月14日から施行する。

付 則（平成18年5月10日告示第130号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

(草津市情報化推進計画策定懇話会設置要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 草津市情報化推進計画策定懇話会設置要綱（平成15年草津市告示第118号）

(2) 草津市地域情報化市民会議設置要綱（平成16年草津市告示第152号）

付 則（平成19年4月1日告示第69号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年11月1日告示第295号）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日告示第117号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日告示第143号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年4月1日告示第111号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年 月 日告示第 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の草津市情報化推進委員会設置要綱第1条の規定により設置された草津市情報化推進委員会は、改正後の草津市DX推進本部会議設置要綱第1条の規定により設置する草津市DX推進本部会議となり、同一性をもって存続するものとする。